

令和3年度 第1回 新潟市国民健康保険運営協議会			
日時	令和3年度12月23日(木) 午後1時30分～午後2時50分		
場所	白山会館2階 大平明浄の間		
出席委員 (14名)	山崎 光子	出席委員	浦野 正美
	藤田 清明		橋本 謹也
	成田 一衛		荒井 節男
	西村 仁		田中 博子
	金口 忠司	欠席委員 (4名)	國井 洋子
	山田 喜孝		五十嵐 紀子
	中村 節子		中野 由起子
	平野 道雄		本田 秀明
山岸 信一		藤田 信男	
会議出席 事務局職員	職・氏名		職・氏名
	福祉部長	佐久間 なおみ	
	保険年金課長	小関 洋	
	保険年金課長補佐	加藤 俊郎	
	その他保険年金課職員		
議題	令和4年度国民健康保険料率の検討について		

令和3年度 第1回 新潟市国民健康保険運営協議会 会議録

<p>事務局</p>	<p>定刻になりましたので、ただいまから令和3年度第1回新潟市国民健康保険運営協議会を開催いたします。</p> <p>令和3年度に1名の委員の異動がありましたのでご紹介いたします。お手元にお配りしました委員名簿をご覧ください。</p> <p>「被保険者を代表する委員」の「白井雅子委員」の後任に「山田喜孝委員」を委嘱させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>ここで、本日の出席状況につきましてご報告いたします。本日は、五十嵐委員、中野委員、本田委員、藤田信男委員の4名が都合によりご欠席でございます。現在18名の委員のうち、本日は14名の方からご出席いただいておりますので、新潟市国民健康保険条例施行規則に定めます会議の開催要件を満たしておりますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、市長に代わり福祉部長の佐久間より「新潟市国民健康保険料率の検討について」諮問させていただきます。</p>
<p>福祉部長</p>	<p>皆様、本日はご多用のところお集まりいただきありがとうございます。また、日頃から本市の国民健康保険の運営にご指導、ご協力を賜り重ねてお礼申し上げます。早速ですが、市長に代わりまして諮問書を読み上げさせていただきます。</p> <p>&lt;諮問書読み上げ&gt;</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議事に入ります。会議中にご発言をされる際は、マイクをお持ちいたしますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>山崎会長、よろしくお願いいたします。</p>
<p>山崎会長</p>	<p>皆様、こんにちは。本日は年末のご多用の中、本会議にお集まりいただきまして、ありがとうございます。今ほど市長より諮問書を受け取りました。国保財政の運営は非常に厳しいものがありますので、本日は皆様と一緒に慎重に審議を進めたいと思います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。また、昨年はじめから続いております、新型コロナウイルス感染症に</p>

つきましては、なかなか収束が見通せない状況が続き、オミクロン株の市中感染との報道もありました。当委員会におられます医療関係者の皆様はじめ、行政の皆様におかれましては、引き続き大変なことかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。心から感謝を申し上げます。一市民としましては、感染しないように努めることが第一と考えておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。それでは、座って進めさせていただきます。議事に入る前に、本日の会議録署名委員として「山岸委員」を指名させていただきます。「山岸委員」よろしくお願ひいたします。後日、事務局が作成する会議録をご確認の上、署名をお願ひいたします。

今ほど、諮問を受けましたので、当協議会といたしましては、慎重な審議を行い、答申案をまとめたいと思ひます。

審議の進め方についてですが、昨年度同様に、本日のうちに皆様のお考えを一度確認させていただき、答申案を作成できるよう準備をしたいと思ひています。この後、事務局からの説明を受けて課題や論点を整理し、最後に現時点での皆様のご意見をお一人ずつ聞かせていただきます。そのご意見を基に私の方で答申案を作成しまして、次回1月の運営協議会では本算定結果による収支見通しの説明を受けて、答申案の修正を行い、確定させていきたいと思ひのですが、いかがでしょうか。皆様領いていただいたようなので、この形で進めさせていただきます。

それでは、議題1「令和4年度国民健康保険料率の検討について」です。諮問事項の審議を行うにあたり、資料1と資料2がありますが、まず資料1について、事務局より説明をお願いします。

保険年金課長

それでは、諮問内容について、資料1により、ご説明します。はじめに、「1 国民健康保険制度のしくみと現行保険料率」です。

左側が国保のしくみですが、矢印に沿って見ていただきますと、まず①では、県が県全体の医療費などの保険給付費を見込み、各市町村の納付金を決定します。11月に仮算定が通知さ

れ、翌年1月の上旬に本算定が通知されます。これをもう少しイメージ化したものが、参考資料1となります。1の「県による納付金算定イメージ」をご覧ください。右側が県の国保会計のイメージです。県は支出として、県全体の保険給付費の支払い総額を見込み、収入として、公費である国からの交付金などを差し引いて、必要な納付金総額が算出されます。これを、各市町村の被保険者数や所得総額などから按分し、各市町村の納付金を決定します。では、資料1に戻りまして、次に、②ですが、本市は県から示された納付金を賄うための保険料率を設定し、保険料を賦課します。その後、③被保険者から保険料を納付いただき、④市は保険料を財源として、県へ納付金を納めます。⑤県は市町村からの納付金や国庫負担金などを財源として、各市町村へ保険給付費等交付金を交付します。⑥市は県からの交付金をもとに、医療機関への支払いを行います。保険給付費については、県から全額が交付されることや当該年度の納付金は保険給付費の増減による影響を受けないことにより、単年度で見ると市の財政運営は安定することになります。また、右側が、現行の保険料率です。前年度から据え置いており、世帯あたりの保険料は平均で15万5千円程度になります。

続いて「2 本市における国保の状況及び新型コロナウイルスの影響」です。左側、上段のグラフのうち、①は、一人当たりの医療給付費の推移です。高齢化や医療の高度化により、年々増加していますが、令和2年度は、コロナによる受診控えの影響により、低下しました。令和3年度は再び増加しており、その後も増加見込みです。その下の②は、国保の被保険者数の推移です。75歳になり、国保から後期高齢者医療保険へ移行する方が増加するなど、年々減少しています。次に、その下の③は、保険料収納率です。令和2年度は、コロナに伴い、前年に比べて収入が3割以上下がる見込みの被保険者に対して、保険料減免を実施した効果などから、収納率が上昇しました。令和3年度も減免を継続していることもあり、現在のところは、2年度並みに推移しています。令和4年度も同程度で考えています。その下の④は、1世帯当たり所得額ですが、年々減少傾向となっています。世帯構成人数の減少や、コロナの影響

もあり、さらに減少する見込みです。

このような状況から、次の2ページ、「3 令和2.3年度の収支状況見込み」ですが、令和2年度の国保財政は、コロナに伴う保険料減免の効果もあり、保険料収納率が上昇したことや、国による減免額の全額補填もあり、表の一番下の実質収支のとおり、約2億円の实質黒字となりました。また、令和3年度は、昨年度の当協議会の審議結果を受けて、当初予算で約1億9,000万円の基金取崩しとされていますが、引続き、保険料減免を実施し、全額が国費で補填されますので、現時点では、少なくとも、1億9,000万円以上に基金を取り崩すことはない見通しです。このように、現在のところ、国保財政はコロナの影響を大きくは受けていませんが、国保世帯の所得は減少しており、保険料収入も年々低下しているため、今後も、厳しい状況にあると見込んでいます。

次に「4 令和4年度 国民健康保険事業会計の収支見込み」、「(1) 令和4年度国民健康保険事業費 納付金の仮算定結果」です。先ほどご説明した1ページのフロー図のうち、①の矢印に当たるものです。では、戻りまして、記載の表のうち、「R3確定」が、令和3年度の確定済の納付金額、「R4仮算定」が、県から示された令和4年度の納付金額です。医療分・後期高齢者医療制度への支援分・介護保険制度分を合わせて、約177億円となりますが、令和3年度と比較しますと、「増減」の丸囲みのように、約6億6,000万円減少しております。しかし、1人あたりの納付金額にすると、「増減」欄のとおり、0.8千円、およそ800円増加しており、ほぼ前年度並みと言えます。減少した額は、被保険者数の減少に伴うものとも言えます。なお、この金額はあくまでも仮算定値であり、国や県からは、医療費の推移などを踏まえて、1月上旬に本算定が提示されますので、納付金額は変動する可能性が高いと考えられます。次に、「(2) 令和4年度 収支見込み」をご覧ください。仮算定による納付金額と、現行の保険料率などを用いて算出した結果、丸囲みの箇所ですが、令和4年度は、約1億7,000万円の赤字が見込まれます。これは、県への納付金総額は低下しているものの、1人あたりの納付金が令和3年度並み

であることから、赤字の額も令和3年度の約1億9,000万円に近い額となりました。内訳については、参考資料1をご覧ください。下段の「2 令和4年度 本市国保財政の収支見込み」ですが、令和3年度予算と令和4年度見込みを比較した表を記載しています。主な増減ですが、①の囲みのところは、歳出の保険給付費と歳入の県支出金がどちらも約18億円増加しています。これは、先ほど1(1)のフロー図でもご説明しましたが、市が医療機関へ支払う保険給付費は全額が県からの交付金で賄われますが、令和4年度は受診控えがある程度解消し、1人あたり医療費が増加する傾向から、保険給付費が約18億円増加する見込みのため、県からの交付金も連動して増加するものです。そして、②の囲みの右側、歳出の納付金は、先ほど説明した通り約6億6千万円減少のため、△6億円と記載しています。一方、この財源として、保険料を確保する必要がありますが、被保険者数及び所得等が減少見込みであることから、保険料も6億円の減少が見込まれます。また、一般会計繰入額66億円とありますが、保険料を法定軽減した額が国や県から補填されるものなど、法令に基づく繰入額も納付金の原資となります。③については、令和3年度は収支不足分の2億円。具体的には約1億9,000万円の基金を取り崩すことで予算編成をしたものです。そして、表の下の段の網掛けのところを差し引くと、令和4年度は、約2億円。具体的には約1億7千万円の赤字が見込まれるところです。それでは資料1の2ページに戻りますが、収支見込の結果、現行保険料率による保険料収入では、約1億7千万円不足するため、令和4年度の保険料率のあり方について、検討が必要となります。

次に、一番下の「5 国民健康保険事業 財政調整基金の保有額」です。記載のとおり、令和2年度末の保有額は約28.4億円でした。令和3年度は、当初予算において、収支不足分1.9億円を基金から取崩すこととしているため、令和3年度末は、約26.5億円の残高を見込んでおります。

次に、3ページ「6 令和4年度 国民健康保険料率の検討」です。最初に(1)料率検討のパターンですが、据置き・引上げ・引下げの3つの方法について、メリットとデメリットがあ

ります。このうち、「据置き」は、メリットとして、被保険者の負担感に配慮できますが、デメリットとしては、収支不足が残るものとなります。「引上げ」は、メリットとして、収支不足が解消しますが、デメリットとして、被保険者の負担が増加します。そして、「引下げ」は、被保険者の負担は減少するものの、収支不足が拡大するため、安定的な国保財政の運営が難しくなることが挙げられます。次に、「(2) 検討の視点」です。まず、「①令和4年度 収支状況」ですが、約1億7千万円の赤字が見込まれます。次に、「②今後見込まれる状況」ですが、まず、令和3年度末の基金残高は約26.5億円が見込まれます。そして、右のグラフをご覧ください。70歳から74歳の被保険者数の推計となります。70から74歳は、医療費の本人負担が通常3割から2割に軽減されます。これにより、保険者である市の負担が7割から8割に増えるため、他の世代よりも、医療給付費が高くなります。また、現在この世代の人数は、他の年代よりも特に多いことから、国保会計の収支も厳しくなると見込んでおります。また、グラフのとおり、70から74歳の人数は、令和2年度に最も多くなり、その後、減少していきませんが、この世代が75歳となり、後期高齢者医療制度へ移行する令和6年度までは、収支が厳しいと見込んでおります。一方で、被保険者の負担を最小限に留めるため、基金を計画的に活用することも可能と考えております。ただし、県へ納める納付金には、後期高齢者医療保険や介護保険制度への支援金が含まれており、これらが今後増加していく恐れがありますので、基金の活用は慎重に行いたいところでもあります。次に、「③収支均衡への対処」です。収支赤字が見込まれる状況では、現実的には、アとイの2つの方法が考えられます。まず、「ア 基金の繰入れ」については、基金を取崩して、国保会計へ繰入れることで、収支均衡とし、料率を据置くものとなりますが、現時点では、少なくとも、収支が厳しい想定である令和6年度まで、被保険者の負担増加に対応するため、毎年度取り崩すことは可能と試算しています。

これに関しては、次の4ページ「8 基金の活用試算について」をご覧ください。令和7年度までの基金の活用方法を推計

しました。①のとおり、保険料負担の年度間の平準化を図るため、先ほどの、70から74歳の人数のグラフから、各年度の基金取崩目安額を算出したものです。そして、下の図の横向きの棒グラフのうち、「取崩目安額」が、年度ごとの基金の取崩目安額を示しています。令和2年度は、当初2.3億円を取崩すこととしていましたが、コロナ減免の効果で収納率が上昇し、減免額も全額補填があったことから、取崩しは行いませんでした。令和3年度は、1.9億円の赤字見込みであり、年度末残高は26.5億円。令和4年度は、収支不足1.7億円を仮に取崩す形としています。令和5年度以降は、受診控えも減り、1人あたり医療費も増加が考えられ、取崩額をこれまでの赤字見込み額を参考に、多少赤字が増加すると見込み、2億から4億円程度の取崩しと仮定しますと、令和6年度末の基金残高は21億から17億円の範囲の残高を確保できる試算です。また、現時点で人数が多い70から74歳の方が、全て75歳となり後期高齢者医療制度へ移行した後も、後期高齢者医療や介護保険制度への支援に係る納付金が増加する可能性があり、令和7年度も同程度、基金を取崩しても、19億円から13億円を確保できる試算です。また、②にありますように、年度途中の保険料収納不足への備えとして必要な3億円を超える額も確保できています。ただし、この試算は目安であり、県からの納付金額の変動などは考慮していませんので、毎年この試算を見直す必要があります。

また、その下、「9 基金及び一般会計繰入の扱いについて」ですが、1つ目の丸「国保の基金条例の抜粋」ですが、その第6条として、「基金は、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の不足等国民健康保険事業の財政運営に支障を生ずる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。」と規定されております。具体的には、本市の収支不足によって、納付金を県に納められない場合に基金を処分、つまり取崩して使うことができるというものとなります。このため、令和4年度の場合、収支不足分に対し、基金を活用して収支均衡とすることは可能ですが、さらに保険料を引下げることまでに基金を使うことは難しいものとなります。そして、その下、「一



般会計からの繰入れについて」ですが、一般会計とは、国保などの特別会計以外の、福祉や教育、土木、区役所業務など、ほとんどの事業に係る、おおもとの会計のことです。平成29年度までは、国保会計で収支不足が生じた場合、本市を含めて多くの市町村は、保険料引き上げや基金繰入れ以外の選択肢として、一般会計からの独自の繰入れを行ってきましたが、平成30年度の国保制度改革により、国は一定の公費拡充を行った上で、今後は決算補填、つまり赤字補填を目的とする一般会計からの繰入れは解消する方針を示しています。本市としても、国の方針を踏まえ、平成30年度より、決算補填目的の一般会計からの繰入れは行わない方針としました。したがって、今回の収支不足の対応については、基金の繰入れ、または保険料引き上げ、という2つの方法が考えられます。では、3ページに戻りまして、もう一つの選択肢である③の「イ 保険料の引き上げ」についてです。今回の収支見込みの約1.7億円の赤字を、保険料率引き上げのみで収支均衡とする場合の試算ですが、単純計算で、1世帯平均、年額で1,750円程度の引き上げとなる見込みです。ただし、世帯員の人数や年齢構成、所得によって、保険料は大きく変わるため、この額は目安となります。次の「④ 過去の料率改定状況」ですが、平成29年度以前は2年ごとに改定する仕組みでしたが、国保制度が変わり、平成30年度から毎年の改定となりました。直近では、平成30年度に引下げ、その後は、本協議会からの答申も踏まえ、3年連続で、基金を取り崩して据え置きとしております。

以上を踏まえて、料率検討にあたり、昨年度の答申内容について、参考にご説明します。参考資料2をご覧ください。表面は、答申の表紙ですので、裏面をご覧ください。こちらが答申内容となります。

「2 審議結果」, 「(1) 適正な国民健康保険料率のあり方について」ですが、最初の段落で約1億9千万円の収支不足が見込まれる記載があり、次の段落以降が、皆様からの意見を集約した内容となります。「収支不足については、本来、保険料で賄うべきものであるが、新型コロナウイルスの影響により、社会・経済情勢の先行きが不透明である中、加入者の所得状況

は厳しい状況にあることなどを考慮し、昨年度同様、国民健康保険事業財政調整基金の活用により、保険料率は据え置くことが望ましいと考える。」とあります。さらに、「国保の安定的な運営のため、基金については、長期的視点に立った堅実な活用に努めるとともに、医療費の適正化に向けた一層の取組みを望む。」という文言も加えています。

また、「3 附帯意見」として、「加入者の健康づくりの効果的な実施」及び「国に対するさらなる財政措置の働きかけ」という記載も加えています。答申内容は以上ですが、具体的に昨年度の皆様からの意見が2枚目の「諮問事項に対する主な意見」となります。

「4 主な意見」に、それぞれ短くまとめていますが、コロナの状況や、所得減少の状況などの理由から料率据え置きが望ましいとのご意見が、昨年度は大半でした。先ほど、山崎会長より、本日皆様のご意見を伺う旨のご案内がありましたので、参考にしていただければと思います。

それでは資料1の4ページに戻りまして「7 今後のスケジュール」についてです。1月上旬には、県より本算定結果が提示されますので、1月13日の第2回協議会において、本算定結果に基づく令和4年度の収支見込みをお示しし、ご審議をいただき、答申案をまとめていただく予定としています。なお、第2回で審議に時間を要し、その場で答申案がまとまらない場合は、1月20日に第3回を開催し、答申案をまとめていただく流れとなります。その後、1月下旬に会長から市長へ答申していただき、市として来年度の保険料率を決定のうえ、新年度予算案として、2月議会定例会への提案を予定しております。

資料1の説明は以上です。

山 崎 会 長

ありがとうございました。資料1の内容について、皆様からご質問等お受けしたいと思っております。ご質問のある方は手を挙げていただいて、マイクをお持ちいただきたいと思っておりますので、よろしく願います。それでは質問のある方よろしく願います。

藤田清明委員	<p>2点お願いします。1点目は、コロナに伴う保険料の減免額2年度、3年度とも国が全額補填ということですが、4年度の予定が分かったら教えてほしいというのが1点、それからもう1つ昨年も同じような質問をしたのですが、国保世帯の年間所得、所得0世帯が何%、200万以下の世帯が何%というような数字がわかったら教えていただきたいと思います。</p>
保険年金課長	<p>まず1点目のコロナ減免についてでございますけれども、現在のところ国が示しておりますのは、令和3年度末、来年の3月31日までとなっておりますので、4年度については今のところ国からの言及はございません。続きまして、世帯主の所得の状況ですが、1年ほど前の昨年の7月の確定賦課の時点での、状況ということになりますけれども、所得0の世帯が全体の30.5%、そして所得0を含めました200万円以下の所得の世帯が全体の約85%となっております。</p>
山崎会長	<p>ほかにご質問等ございませんでしょうか。また後で気が付かれたときには戻りますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、続いて、資料2の説明をお願いします。</p>
保険年金課長	<p>資料2、5ページをご覧ください。「賦課限度額の改定について」です。</p> <p>まず、「1」ですが、賦課限度額は1年間に負担する保険料の上限額となります。国が政令で額を規定し、その範囲内の額を市町村が条例で定めることになっております。</p> <p>次の「2 賦課限度額改定による影響のイメージ図」で、医療分を例としますと、現在の上限63万円を65万円に引き上げることで、保険料収入が増えますが、高所得層の負担は増加するものとなります。</p> <p>次の「3 国の方向性」で、具体的な賦課限度額の引上げ内容を記載しています。1つ目として、被用者保険におけるルールとのバランスを考慮し、当面は、国保においても超過世帯割合が1.5%に近づくように、段階的に賦課限度額を引き上げ</p>

ることとしています。そして、来年度については、保険料負担の公平を図る観点から、国は医療分を2万円、支援分を1万円引上げる方針が発表されていますが、1月頃に予定されている国民健康保険法施行令の改正により確定するものとなります。また、限度額の引上げにより高所得層により多くの負担を求めることとなりますが、仮に限度額を引上げずに、保険料収入を増やすためには、保険料率の改定となり、結果的に、中間層の被保険者の負担が増加しますので、限度額の引き上げは、中間所得層に配慮したものとなります。

次の6ページの「4 改定の経緯」は、国の基準に併せて、本市も同額に引き上げてきた経緯を表にしたものです。表の一番下、令和4年度は、医療分を63万円から2万円引上げ、65万円に、支援分を19万円から20万円に引上げる案となります。なお、令和3年度は国が限度額を据置いたため、本市も据え置いています。従いまして、昨年度の本運営協議会への諮問及び、それに対する答申にも限度額についての記載はございません。また、表の上に記載していますが、他都市の状況では、県内30市町村の全て、また政令市では17市が、国の基準どおりの賦課限度額とし、残り3市は1年遅れで国基準どおりに合わせています。

次に「5 賦課限度額改定による影響額・世帯」ですが、本市において賦課限度額に達する年間の世帯所得について示した表となります。対象者の医療分を例としますと、単身世帯の場合、現行では約820万円の所得、給与収入に換算すると約1,015万円で賦課限度額に到達しますが、改定後は給与収入では約1,041万円で到達することになります。

資料2の説明は以上となりますが、最後に参考資料3をご覧ください。

令和4年度に、国保の制度変更が予定されていますので、参考にご説明します。

1つ目は「子どもに係る国民健康保険料の均等割額の軽減について」です。国は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、所得制限なしで、未就学児の均等割保険料を5割軽減するものです。表が現行保険料率の内訳ですが、このうち、四角で囲っ

ている均等割の部分が5割軽減の対象です。単純計算で、対象者1名あたり1万2,450円の軽減となりますが、低所得世帯の場合、既存の軽減制度があるため、世帯によって軽減額は異なります。財源は国・県などの公費が充てられます。また、影響額ですが、対象者である本市の未就学児は約2,300人で、保険料収入は約2,000万円の減少見込みとなりますが、財源を一般会計から繰り入れるため、国保会計の収支には影響ありません。

2つ目は、「被用者保険適用拡大について」です。①ですが、パートなどの短時間労働者に対し、被用者保険へ適用拡大するスケジュールを国が示しており、対象企業の規模要件が段階的に引き下がります。現行では500人を超える規模の企業に勤める短時間労働者が被用者保険の適用ですが、令和4年10月からは、100人を超える規模の企業が被用者保険適用となり、国保の被保険者数が減少していく見込みです。②は、令和4年10月より、いわゆる士業の個人事業所のうち5人以上を雇用する事業所が、これまでの国保から、被用者保険適用となります。なお、①と②の影響額ですが、厚労省の試算によると市町村国保全体では0円とされています。なお、本市の影響額ですが、対象となる方が、短時間労働者なのか、または5人以上雇用している士業なのか、といった詳細データは把握していないため、現時点では分からない状況です。

資料の説明は以上です。

山崎会長

資料2の内容について、ご質問がございましたらよろしくお願いたします。

藤田清明委員

2つ教えてください。5ページの3の国の方向性の○の1つ目に超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に引き上げるとなっていますが、新潟市は今何%くらいの位置にいるのかわかったら教えてください。それから、賦課限度額の関係についてはこの提案がある時、いつも所得がある程度ある人からは、負担してもらってもやむを得ないだろうなどは思っていました。今回改めて5の下段の表を見たときに、単身世帯所得

	<p>が 8 4 6 万，夫婦だけだと 8 2 3 万，夫婦子ども 2 人の 4 人家族だと 7 7 6 万，私の身近にも最近 4 人子どもがいるなんてめずらしいなと思っていたんですけど，3 人なり 4 人になるとまたこの所得が下がっていくんですよね，世帯内の人数が増えると，均等割かなにかが 1 人あたり 1 7, 0 0 0 円そこを計算していくと所得が低い人たちもこの表にあるのは低いっていうことではないという表示だとは思いますが，なにか世帯が増えると所得が低くなる人も該当するのだという考え方でよろしいでしょうか。その 2 点お願いします。</p>
<p>保険年金課長</p>	<p>まず 1 点目，医療分の方でお話いたしますと，今回の引上げを行わなかった場合，新潟市の場合の超過世帯割合が 1. 1 5 % です。国基準通り引き上げますと 1. 0 7 % となります。被用者保険の法定ルールが 0. 5 % から 1. 5 % の間に収まるようにと規定されておりますので，その範囲に収まっていると考えております。続きまして，6 ページの世帯の人数による影響，所得額の変化になりますが，藤田副会長のおっしゃったとおりで世帯内の人数が多くなりますと均等割が賦課される人数が増えますので，その分賦課限度額に到達する所得が下がっていくということでございます。</p>
<p>藤田清明委員</p>	<p>ありがとうございます。今回世帯内の人数が増えるという数字になってくることが改めて分かったのですが，今回先ほどの参考資料に子どもに係る均等割額の軽減という新しいのがでてきたので若干は救われるのかなと感じました。</p>
<p>山崎会長</p>	<p>資料 2 についてのご質問はほかにはございませんでしょうか。最後に，お一人ずつのご意見の前に，全体を通して，議論を深めたい内容などは，ございませんでしょうか。お一人お一人のご意見をいただきながら，その中でもし加えることがありましたらそこでお願いしたいと思います。</p> <p>それではこれまでの資料と議論を踏まえて，保険料率と賦課限度額の二つの内容についてお一人ずつご意見を伺いたいと思います。副会長の藤田清明委員から順番にご発言をお願いい</p>

<p>藤田清明委員</p>	<p>たします。</p> <p>私の方からですけど今回は据え置きでお願いしたいと思っております。理由としては、国保はそもそも無職の方、年金生活の方、パートなどで職場の健康保険に加入していない人などが加入するという構造的なものがあるということで結果として先ほど聞きましたように所得0世帯が30.5%、200万以下の所得の方が85%というような現実があるということと、さらにコロナウイルス感染拡大による経済の落ち込み、国保に加入している自営業者などがいろんな影響を受けているという風なことも言われております。この状況が改善される見通しがまだ不透明であるということ、それから会議の資料の1ページの下段で1世帯あたりの所得額、基礎控除後ですが、令和元年が87.6万円、3年後の推計ですが、令和4年の推計が78.1万円、たった3年で9.5万円減少しているというような状況がございます。このような状況で保険料を引き上げるといことはいかなものかという風に考えます。ただ、いつまでも基金頼みというわけにはいかないと思うのですが、幸い国保の基金1.7億円取り崩しても前年の推計より少し余裕ができたという風に思っています。基金を活用して据え置きでお願いしたいと思います。それから2点目の賦課限度額の改定については、国の基準通りでいいと思います。ただ先ほど質問したように、世帯の数が増えていくと所得が低い人も賦課限度額に到達してしまうというところに制度の問題点がある気がしました。そこで、子どもに係る均等割額の軽減、参考資料を見ますと、対象が未就学児だけ、一番お金がかかるのはどの年代も同じかもしれませんが、高校とか大学とかに通う子どもをもつて人たちは厳しいのではないかなと思いますので、限度額をあげることは可としますが、子どもの均等割額の軽減の年齢層の拡大、軽減の割合を拡大してほしいということを新潟市からも市長会などを通じて国に要望していただくとありがたいと思います。</p>
<p>成田委員</p>	<p>藤田副会長と同意見でございます。保険料率については、同</p>

	<p>じ意見です。その理由も同じなのですが，1つ追加するとすれば，被用者保険の適用が拡大される，①で国保の負担が減少する可能性が高い，②の方はむしろ負担が増加する，収入減で増加する，①②の影響がまだ不透明なところがあって新潟市の場合どちらの影響が大きいのかというところでは推移を見ていかないと国全体では±0ということですが，市の特性がどうなのかというところを見極めていく必要があるのではないかと思います。賦課限度額の方については，収支影響額推計される金額3,000万円ということですので，これについてもあえて来年度あげる必要はなくて，基金でもし赤字が出たら補填するという考えもあるのではないかと。1年遅らせてするという考えもあるのではないかと。1年遅らせてするという考えです。</p>
西村委員	<p>私もお二方の意見と同様でございます。保険料率については，令和4年度については据え置きが妥当ではないかと考えます。コロナ禍が続く中で家庭の単価，現況では灯油ですとかガソリンもあがっているなかで，収支不足は残るのでしょうけど，その部分については当面基金が活用できるということですのでまずは据え置きということが望ましいと考えます。賦課限度額につきましては，国の基準にあわせていくことでよろしいと考えます。</p>
金口委員	<p>私は被保険者を代表する立場で委員をさせていただいているので，毎年同じ話ですが，引き下げが当然必要なのかなという状況は十分認識しているわけですが，収入がますますどんどん減少傾向にあるということなので，当然引き下げが妥当だと本来は考えているのですが，コロナの状況が今後どういう方向に行くのか今のところまだ見通しがはっきりしないところもありまして，はっきりしない状況であまり制度を変更するような，制度自体の変更ではないですが，料率の変更によって制度自体が影響を受ける可能性もあるわけですので，国保制度を維持するという観点からして，あと基金に頼ることが多少まだ可能だということで総合的に考えて据え置きということに私の結論はなりました。賦課限度額は昨年は引き上げなかつ</p>



山 田 委 員	<p>たということだと思いますので、今年は引き上げてもいいのではないかと中間世帯を優先した方がいいのではないかと考えますので国どおりの引き上げでいいと思います。</p> <p>1 ページの表を見ていると本来医療費給付金が少し下がってきて納めるお金も減るのが一番いいと思うのですが、なかなかそうはいかないと思いますので、とりあえず来年4年度は据え置きでいいのではないかと思います。ただ、4 ページの中期計画を見ていきますと、令和5, 6, 7年あたりの見込が2～4億ぐらい取り崩しがあるかもしれないという見込があるのですが、これがそのままいくと令和7年度あたりの金額が半分以下に落ちてしまうということが心配だなということで、見込がもう少し改善してくれればいいのですが、この辺の対応は少し考えなければいけないのかなと思っています。来年度については据え置きでいだろうなと思っています。賦課限度額については、国どおりでいいのではないかと思います。</p>
中 村 委 員	<p>保険料率については結果から先に言いますと据え置きでいいのではないかと思います。被保険者の立場から言いますとやはりコロナの影響も受けているので、引き下げを望みたいところですが、今後のこととかこういった状況を見させていただいて、据え置きでいいのではないかと思います。賦課限度額については、結果的には国の方針に従ってよろしいのではないかと思います。子どもをもっている世代とかがこういった状況になっておりますのでほかの制度とかいろいろところで救済の処置とかそういったものもどんどん行政の方でお願いしたいなと思います。</p>
平 野 委 員	<p>今回のコロナの影響はかなり大きく個人事業者の団体でも、収入が下がっているということが多くみられました。うちもやはりそういうふうになってしまい、それこそ85%の中に入ってしまうようなことが起こってしまいましたのですけれども、今回の選挙でも多くの党が給付金だとかあるいはベーシックインカムとかいう話で夢のあるような話をいっぱいいただい</p>

	<p>たのですが、結局18歳以下の10万円給付あるいはクーポンという話にすり替わってしまって、全体的な皆さんへの収入というものが上がってこないことにちょっとガッカリした部分はあるのですけれども、そういうところを考えるとやはり、18歳以上の大学生とかを通過させる世帯は特にお金がかかってしまうような状況ですし、国民健康保険料の検討からしますと医療給付費も上がっている部分もありますけども、どうしても収入が減ってる部分から考えていくとやはり据え置きがギリギリかなという風に思います。また、賦課限度額に関しては、国の方針で仕方ないのかなという感じがします。</p>
山 岸 委 員	<p>保険料率に関しましては、状況、その他、やはり据え置きが妥当であると考えます。幸いまだ基金等で対応できるということで、可能と試算もされていますので、それでいかれたらいいと考えます。限度額の方ですが、国の方針はあるのですが、今までの現状でもいいのかなと、逆に言えばもう少し子育て世帯、未就学児をもう少し考えていただいたうえでその辺を見ながらでもいいのかなと国の方でももう少し対象拡大とかいろんなことをしていただけるということのを要望しながら今までのままで引き上げずということも選択肢としてありかなということと大きな病気にならないように保健含めて健康になるいろんな情報発信を積極的にお願したいということもプラスしてお願いできればと思っています。</p>
浦 野 委 員	<p>保険料率は据え置き、一番と考えて現段階ではいいと思います。保険料賦課限度額は国の方針に従って上げると。医療者代表としては引き続き市民の皆様健康、安全を守るために各種健診等を充実させて病気にかからない、保険料をあまり使わないという施策に取り組んでいきたいと思っています。</p>
橋 本 委 員	<p>料率については据え置きで、賦課については国の方針どおりということでもよろしいかと思っています。私は小児科なのですが、一つやはり今人口が減ってるということが非常に問題と 생각합니다。出生数もここ数年でますます減っておりますので、人が</p>

	<p>減っていくと元気がなくなりますので、新潟市が魅力ある市になっていただいて、たくさん若い人たちが入ってくるという施策を長い目で考えていただけたらありがたいなと思います。そういう意味では先ほど賦課のところでは子どもの未就学児までだったのですが、藤田委員が言われたように子どもについての範囲を拡大していただけたらありがたいなと思います。</p>
<p>荒井委員</p>	<p>保険料率については据え置きでよろしいのかなと考えています。2ページのところを見ると歳出のところは2年と3年の歳出のところ、歳入も関係して黒か赤か決まるわけですが、歳出だけを見ると9億円ぐらい令和3年度の方が上がっていて、4年度の見込みを見ると10億ぐらい上がっているということは、年々歳出だけを見ていると自然増が10億ぐらいになっているのかなということもありますので、当然医療の方としては健康増進に努める、いろんな対策をしていただきたいのと、あとは意見がいっぱいでありますが、基金の問題ですが、4ページを見ると今のところ基金を使っても大丈夫そうだなということもありますので、据え置きという形でよろしいと思います。賦課限度額については国の方向性にあわせるという形でよろしいと考えます。</p>
<p>田中委員</p>	<p>あまり甘えてばかりもいられないのかもしれませんが、今年については世の中の現状を鑑みて保険料率は据え置きで、基金に少し甘えさせていただくということで、賦課限度額には国の方針にあわせていただけてよろしいかと思います。</p>
<p>國井委員</p>	<p>保険料率に関しましては据え置きということで皆様と同じです。昨年に比べますと少しづつ人は動いてきているのが、見えておりますけれどもまだまだコロナ禍で落ち込みが続いている状態です。薬から考えますと、薬に頼らない健康が良いなと思っております。また、賦課限度額に関しましては国の基準どおりでよいと思います。</p>
<p>山崎会長</p>	<p>皆様から多様なご意見をいただきまして、ありがとうございます。</p>

事務局	<p>ました。据え置きが一番多かったかなと思っておりますので、その点を踏まえましてまたいろいろなご意見をいただきました。健康増進とか、それから子どもへの対応とかいろいろご意見をいただきましたので、その辺も含めながら答申書の方を作成させていただきたいと思っております。ここでもう少しここだけは強調したいというご意見があればお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。なければ今、皆様からいただいたご意見をもとに進めていきたいと思っております。次回の運営協議会でこちらでまとめました答申案について、またさらにご意見をいただきまして答申書作成してまいりたいと思っておりますので、皆様のご協力のほど重ねてよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、本日予定されていた議題について審議を終えましたので、進行を事務局にお返しします。</p> <p>ありがとうございました。それでは、これをもちまして本日の運営協議会を閉会といたします。</p>
-----	---